

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4095485号  
(P4095485)

(45) 発行日 平成20年6月4日(2008.6.4)

(24) 登録日 平成20年3月14日(2008.3.14)

(51) Int.Cl. F I  
E O 4 H 1/02 (2006.01) E O 4 H 1/02

請求項の数 2 (全 10 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2003-104416 (P2003-104416)                  (22) 出願日 平成15年4月8日(2003.4.8)                  (65) 公開番号 特開2004-308283 (P2004-308283A)                  (43) 公開日 平成16年11月4日(2004.11.4)                  審査請求日 平成17年4月8日(2005.4.8)</p>	<p>(73) 特許権者 307042385                  ミサワホーム株式会社                  東京都新宿区西新宿二丁目4番1号                  (74) 代理人 100090033                  弁理士 荒船 博司                  (72) 発明者 里村 正                  東京都杉並区高井戸東2丁目4番5号 ミ                  サワホーム株式会社内                    審査官 渡邊 聡</p>
---	---

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 建物

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

建物本体に、その所定の階の床より所定高さだけ高いスキップ床が設けられた建物において、

前記建物本体は、平面視において中央部から外側四方向に突出する4つの突出部を備えた平面視略十字形状に形成されており、

前記所定の階の床から前記スキップ床に至る階段が設けられ、前記スキップ床の上方空間が小屋裏空間と連通しており、

前記スキップ床の上方空間以外の小屋裏空間に収納所が設けられており、この収納所と前記スキップ床上の部屋が連通しており、

前記収納所は、前記スキップ床上の部屋の周囲に配置されており、

前記スキップ床と前記収納所の床との高低の差が900mm～1000mmであり、前記スキップ床は1つの前記突出部に設けられており、この突出部の先端壁に、窓がその上辺を屋根の軒先の位置とほぼ一致して設けられており、

前記スキップ床は、前記1つの突出部の対向する壁間に該対向する壁に当接するようにして設けられていることを特徴とする建物。

【請求項2】

請求項1に記載の建物において、

前記所定の階より下方の階の部屋の少なくとも一部の上方空間が、前記スキップ床の直下まで吹き抜けていることを特徴とする建物。

10

20

## 【発明の詳細な説明】

【0001】

## 【発明の属する技術分野】

本発明は、建物本体にその所定の階の床より所定高さだけ高いスキップ床が設けられた建物に関する。

【0002】

## 【背景の技術】

スキップフロアを備えた住宅の一例として、特許文献1に記載されたものが知られている。このスキップフロアを備えた住宅では、リビングルームの床高が隣接する部屋の床高よりも低く設定され、隣接する部屋のうち少なくとも一つと階段で間仕切りなく接続されている。

10

【0003】

## 【特許文献1】

特開2002-317564号公報

【0004】

## 【発明が解決しようとする課題】

ところで、上記の特許文献1に記載の住宅では、リビングルームと、それに隣接する部屋の天井は同じ高さ位置にある。リビングルームはもともと他の部屋に比して天井高が高いので、このリビングルームに隣接する部屋の床が、リビングルームの床に対して約1メートル程度嵩上げされていても、隣接する部屋の天井が床に対して低くなりすぎることはない。しかし、リビングルーム以外の通常の部屋（例えば寝室、子供部屋等）が設けられた例えば2階の床に対して、約1メートル程度高い、スキップ床を設けた場合、このスキップ床と天井との間が1メートル程度となってしまう、スキップ床上を部屋として利用できない。

20

【0005】

本発明は上記事情に鑑みてなされたもので、所定の階の床より所定高さだけ高いスキップ床が設けられ場合でも、このスキップ床上を部屋として利用できる建物を提供することを課題としている。

【0006】

## 【課題を解決するための手段】

30

上記課題を解決するために、請求項1に記載の発明は、例えば図1～図9に示すように、建物本体1に、その所定の階（例えば2階）の床22aより所定高さだけ高いスキップ床30が設けられた建物において、

前記建物本体1は、平面視において中央部から外側四方向に突出する4つの突出部4, 5, 6, 7を備えた平面視略十字形状に形成されており、

前記所定の階の床22aから前記スキップ床30に至る階段27が設けられ、前記スキップ床30の上方空間が小屋裏空間35と連通しており、

前記スキップ床30の上方空間以外の小屋裏空間35に収納所36が設けられており、この収納所36と前記スキップ床上の部屋31が連通しており、

前記収納所36は、前記スキップ床30上の部屋31の周囲に配置されており、前記スキップ床30と前記収納所36の床37との高低の差が900mm～1000mmであり、

40

前記スキップ床30は1つの前記突出部4に設けられており、この突出部4の先端壁4aに、窓4cがその上辺を屋根2の軒先の位置とほぼ一致して設けられており、

前記スキップ床30は、前記1つの突出部4の対向する壁間に該対向する壁に当接するようにして設けられていることを特徴とする。

【0007】

ここで、スキップ床30の上方空間を小屋裏空間35と連通する場合、小屋裏空間35全体を連通してもよいし、小屋裏空間35の一部を連通してもよい。

また、スキップ床30全体の上方を小屋裏空間35に連通してもよいし、スキップ床3

50

5の一部の上方を小屋裏空間35に連通してもよい。スキップ床35の一部の上方を小屋裏空間35と連通した場合、スキップ床35の一部以外の他部と天井との間に空間ができるので、この空間を収納として利用することもできる。

また、前記収納所36は、天井板や天井となる部分に天井床を設けることによって、天井板の上方または天井床の上方に設ける。

また、収納所36をスキップ床30上の部屋31の周囲に配置する場合、該部屋31の周囲全体に配置してもよいし、該部屋31の周囲の一部に配置してもよい。

また、スキップ床30と収納所36の床31との高低の差を900mm～1000mmに設定したのは、900mm未満では、スキップ床30に対して収納所36の床37があまり高くなるので、収納所36というよりむしろスキップ床30上の部屋31に続く、屋根裏部屋の感が強くなり、また、スキップ床30の上方空間が低くなるからである。

また、1000mmを越えると、収納所36の床37がスキップ床30に対して高くなりすぎて、スキップ床30から収納所36に物品を出し入れし難くなるからである。

#### 【0008】

請求項1に記載の発明によれば、スキップ床30の上方空間が小屋裏空間35と連通しているので、例えば2階の床22aに対して、約1メートル程度高い、スキップ床30を設けた場合でも、スキップ床30上を部屋31として有効利用できる。

#### 【0011】

また、小屋裏空間35に設けられた収納所36とスキップ床30上の部屋31が連通しているので、このスキップ床30上の部屋31から収納所36に物品を容易に出し入れできる。

#### 【0014】

また、収納所36がスキップ床30上の部屋31の周囲に配置されているので、広い収納所36を容易に設けることができるとともに、この収納所36への物品の出し入れも容易である。

#### 【0017】

また、スキップ床30と収納所36の床37との高低の差が900mm～1000mmであるので、スキップ床30上の部屋31に対して、収納所36を区画できるとともに、スキップ床30の上方空間が高くなって、スキップ床30上の部屋31の居住性が高まり、さらに、スキップ床30から収納所36に物品を容易に出し入れできる。

#### 【0018】

請求項2に記載の発明は、請求項1に記載の建物において、前記所定の階（例えば2階）より下方の階（例えば1階）の部屋（居間11）の少なくとも一部の上空間が、前記スキップ床30の直下まで吹き抜けていることを特徴とする。

#### 【0019】

請求項2に記載の発明によれば、下方の階の部屋11の少なくとも一部の上空間が、スキップ床30の直下まで吹き抜けているので、このスキップ床30の下方を居間11とすることによって、居間11の天井高が高くなるので、該居間11の居住性が高まる。

#### 【0020】

##### 【発明の実施の形態】

以下、図1～図9を参照して本発明の実施の形態について説明する。

これらの図に示す建物は、壁や床、屋根といった構成要素を予め工場にてパネル化しておき、施工現場でこれらのパネルを組立てることにより、住宅等の建物を構築するといったパネル工法で構築された2階建ての建物であり、建物本体1と、この建物本体1の上部に設けられる屋根2とを備えている。

#### 【0021】

建物本体1は、平面視において中央部10から外側四方向に突出する4つの突出部4, 5, 6, 7を備えた平面視略十字形状に形成されている。

建物本体1の1階においては、図6に示すように、突出部5内に調理台8aを備えた食堂8が設けられている。突出部4と中央部10と突出部7は連通しており、これらの内部

10

20

30

40

50

には、居間 1 1 が設けられている。また、居間 1 1 と食堂 8 も連通している。

また、突出部 6 内には、玄関 1 2 と玄関ホール 1 3 と 1 階から 2 階に至る階段 1 4 とが設けられている。また、玄関ホール 1 3 に隣接してトイレ 1 5 が設けられている。突出部 6 と中央部 1 0 とは内壁によって仕切られているが、この内壁には玄関ホール 1 3 と居間 1 1 との間を行き来するための開口部が形成され、この開口には図示しないドアが設けられている。

#### 【 0 0 2 2 】

建物本体 2 の 2 階においては、図 7 に示すように、突出部 5 内と突出部 7 内とにそれぞれ部屋 2 0 と部屋 2 1 が設けられており、これら部屋 2 0 , 2 1 は中央部 1 0 に設けられた廊下 2 2 によって連通されている。また、突出部 4 内は、1 階の居間 1 1 の一部が吹き抜けた吹き抜け空間 2 3 となっている。さらに、突出部 6 内には、前記階段 1 4、洗面室 2 4、浴室 2 5、トイレ 2 6 が設けられている。

10

#### 【 0 0 2 3 】

また、前記突出部 4 内には、2 階の床（所定の階の床）2 2 a からスキップ床 3 0 に至る階段 2 7 が設けられている。床 2 2 a は廊下 2 2 の床であり、この床 2 2 a と部屋 2 0 , 2 1 の床は面一となっている。また、階段 2 7 は、前記階段 1 4 に対して廊下 2 2 を挟んで略対向する位置に配置されており、1 階から階段 1 4 を上ってきた住人は、廊下 2 2 を通って、階段 2 7 を上ってスキップ床 3 0 に至れるようになっている。

このスキップ床 3 0 は、図 8 および図 9 に示すように、廊下の床 2 2 a を含む 2 階の床に対して所定高さ（1 1 0 0 mm 程度）だけ高い位置に設けられたものであり、このスキップ床 3 0 の上方空間が小屋裏空間 3 5 と連通している。

20

#### 【 0 0 2 4 】

また、スキップ床 3 0 の上方空間以外の小屋裏空間 3 5、すなわち、平面視においてスキップ床 3 0 より外側の小屋裏空間 3 5 には、収納所 3 6 が設けられている。収納所 3 6 の床 3 7 は、2 階の天井部分に天井床を設けることによって形成されており、この収納所 3 6 とスキップ床 3 0 上の部屋 3 1 が横方向に連通している。

さらに、この収納所 3 6 は平面視において、前記部屋 3 1 の周囲の一部に配置されている。つまり、図 8 に示すように、部屋 3 1 の奥側の半分を囲むようにして収納所 3 6 が配置されている。スキップ床 3 0 と収納所 3 6 の床 3 7 の高低差は、9 1 0 mm 程度になっている。なお、スキップ床 3 0 と収納所 3 6 の床 3 7 の高低差は 9 1 0 mm に限ることなく、9 0 0 mm ~ 1 0 0 0 mm に設定することが望ましい。

30

#### 【 0 0 2 5 】

また、建物本体 1 の突出部 5 , 7 は、図 6 および図 7 に示すように、平面視四角形状に形成されており、その先端壁 5 a , 7 a はそれぞれ建物の敷地境界に近接して配置されている。先端壁 5 a , 7 a には、それぞれ窓 5 b , 7 b が設けられており、これら窓 5 b , 7 b は 1 階の先端壁 5 a , 7 a と 2 階の先端壁 5 a , 7 a にそれぞれ設けられている。

また、突出部 4 , 6 は、平面視四角形状に形成されており、突出部 4 の先端壁 4 a には、その 1 階において横長の窓 4 b が設けられており、2 階において横長の窓 4 c が設けられている。

この窓 4 c はその上辺を屋根 2 の軒先の位置とほぼ一致して設けられており、これによって、前記スキップ床 3 0 上の部屋 3 1 に採光や通風を確保できるようになっている。また、突出部 6 の先端壁 6 a には、特に窓は設けられていないが、この先端壁 6 a にも適宜窓を設けてもよい。

40

#### 【 0 0 2 6 】

また、突出部 5 , 7 の側壁 5 d , 7 d には、図 1 および図 6 に示すように、それぞれ 1 階において掃出し窓 5 e , 7 e が設けられている。また、側壁 5 d , 7 d の前方には、図示しないテラスのデッキがそれぞれ設置されており、このデッキの先端部は突出部 4 の先端壁 4 a の位置とほぼ等しいか若干外側に位置している。

また、突出部 6 の一方の側壁 6 d には、図 4 ~ 図 7 に示すように、1 階において玄関扉 6 e が設けられており、他方の側壁 6 d には縦長の窓 6 f が設けられている。さらに、突出

50

部 6 の一方の側壁 6 d には、2 階において横長の窓 6 g が設けられ、他方の側壁 6 d には窓 6 h が設けられている。

【 0 0 2 7 】

建物本体 1 の 2 階には、バルコニー 4 0 , 4 0 が突出部 5 , 7 の側壁 5 d , 7 d に面して配置されている。このバルコニー 4 0 , 4 0 の先端部は平面視において突出部 4 の先端壁 4 a とほぼ面一に設けられている。また、側壁 5 d , 7 d には、それぞれ、掃出し窓 5 f , 7 f が設けられ、この掃出し窓 5 f , 7 f からバルコニー 4 0 , 4 0 に出入りできるようになっている。

【 0 0 2 8 】

また、建物本体 1 の 1 階においては、突出部 5 , 7 のもう一方の側壁 5 d ' , 7 d ' に面してポーチ 4 1 , 4 2 が設けられている。このポーチ 4 1 , 4 2 の先端部は平面視において突出部 6 の先端壁 6 a とほぼ面一に設けられている。また、側壁 5 d ' には窓 5 g が設けられている。

さらに、ポーチ 4 1 , 4 2 の前方には、図 2 および図 6 に示すように、略 E 字型を寝かせた形状の門 4 5 が設けられている。この門 4 5 は左右両端部に位置する柱部 4 5 a , 4 5 a と、中央部に位置する中央壁 4 5 b と、柱 4 5 a , 4 5 a 間に架設された梁部 4 5 c とから構成されており、梁部 4 5 c の上辺の高さ方向の位置は建物本体 1 の 1 階と 2 階の境界部の位置とほぼ一致している。また、上記のように構成された門 4 5 の左右の開口 4 5 d , 4 5 d は、前記ポーチ 4 1 , 4 2 の前方に位置している。

ポーチ 4 1 は玄関ポーチと駐車場を兼用しており、ポーチ 4 2 は駐車場とされている。

【 0 0 2 9 】

建物本体 1 の上部に設けられた屋根 2 は、図 3 に示すように、寄棟屋根であり、平面視において前記 4 つの突出部 4 , 5 , 6 , 7 が内側に位置するような平面視四角形状に形成されている。

つまり、平面視において屋根 2 の 4 つの軒先は、建物本体 1 の突出部 4 , 5 , 6 , 7 のそれぞれの先端壁 4 a , 5 a , 6 a , 7 a とほぼ一致しているか、若干突出しており、これによって屋根 2 は軒の出せ口となっている。また、前記ポーチ 4 1 , 4 2 の側部には、支柱 4 6 , 4 6 が立設されており、該支柱 4 6 , 4 6 によって屋根 2 の軒先部が支持されている。

【 0 0 3 0 】

このような屋根 2 は、隣り合う突出部 5 , 6 間および突出部 6 , 7 間にあるポーチ 4 1 , 4 2 にかかっており、該ポーチ 4 1 , 4 2 の屋根を兼用している。同様に、隣り合う突出部 4 , 5 間および突出部 5 , 7 間にあるバルコニー 4 0 , 4 0 にかかっており、該バルコニー 4 0 , 4 0 の屋根を兼用している。

また、屋根 2 の頂部にはドーム型の天窗 2 a が設けられており、この天窗 2 a によって前記小屋裏空間 3 5 への採光を確保できるようになっている。

【 0 0 3 1 】

上記のような構成の建物によれば、以下のような効果を得ることができる。 1 建物本体 1 に 2 階の床 2 2 a より約 1 メートル程度高いスキップ床 3 0 が設けられているが、このスキップ床 3 0 の上方空間は小屋裏空間 3 5 と連通しているため、スキップ床 3 0 上に上方空間が広い部屋 3 1 を設けることができる。つまりスキップ床 3 0 上を部屋 3 1 として有効利用できる。

【 0 0 3 2 】

2 スキップ床 3 0 の上方空間以外の小屋裏空間 3 5 に収納所 3 6 が設けられており、この収納所 3 6 とスキップ床 3 0 上の部屋 3 1 が連通しているため、部屋 3 1 から物品を収納所 3 6 に容易に収納でき、また、収納所 3 6 から物品を容易に取り出すことができる。

3 部屋 3 1 の奥側の半分を囲むようにして収納所 3 6 が配置されているため、収納所 3 6 を大型のものとすることができるとともにこの収納所 3 6 への物品の出し入れも容易である。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 3 3 】

4 また、スキップ床と収納所の床との高低の差が910mmであるので、スキップ床30上の部屋31に対して、収納所36を区画できるとともに、スキップ床30の上方空間が高くなって、スキップ床30上の部屋31の居住性が高まり、さらに、スキップ床30から収納所36に物品を容易に出し入れできる。さらに、収納所36の床37にマットレス等を敷くことによって、床37上で仮眠や睡眠をとることができる。

5 1階の居間11の一部の上方空間が、スキップ床30の直下まで吹き抜けているので、居間11の天井高が高くなり、よって、該居間11の居住性が高まる。

## 【 0 0 3 4 】

6 建物本体1が4つの突出部4～7を備えた平面視略十字形状に形成されているので、隣り合う突出部5, 6間および突出部6, 7間に、それぞれ駐車場を兼ねた玄関ポーチ41、駐車場としてのポーチ42を確保できる。また、隣り合う突出部4, 5間および5, 7間においては、2階においてバルコニー40, 40を確保でき、1階においてテラスや庭を確保できる。

そして、屋根2は平面視において4つの突出部4～7が内側に位置するような平面視四角形状に形成されているので、この屋根2が、隣り合う突出部の間にある場所(ポーチ41, 42、バルコニー40, 40、テラス、庭)用の屋根を兼ねることになる。したがって、敷地に対して許される範囲内で、建物を大きく形成しても、玄関のポーチ41、駐車場としてのポーチ42、テラス、バルコニー40, 40等用の屋根が隣地と干渉するのを防止できる。

## 【 0 0 3 5 】

7 また、隣り合う突出部間に壁を設けることによって、建物本体1の外側に屋根付きの新たな部屋を設けることができる。この場合、1階では突出部4, 5間および突出部4, 7間にあるテラスに平面視においてL字状の壁を設け、この壁を突出部5の先端壁5a、突出部4の先端壁4a、突出部7の先端壁7aに連結することによって、このテラスを新たな部屋とすることができる。また、2階では同様にしてバルコニー40, 40に、平面視においてL字状の壁を設け、この壁を突出部5の先端壁5a、突出部4の先端壁4a、突出部7の先端壁7aに連結することによって、バルコニー40, 40を新たな部屋とすることができる。

## 【 0 0 3 6 】

8 突出部5, 7の先端壁5a, 7aが建物の敷地境界に近接して配置されているので、建物本体1を可能な限り大きく形成でき、しかも、屋根3は突出部5, 7の先端壁5a, 7aに対してほぼ軒の出ゼロであるので、この屋根2が敷地境界隣の隣地と干渉するのを防止できる。

## 【 0 0 3 7 】

9 建物本体1の2階には、バルコニー40, 40が突出部5, 7の側壁5d, 7dに面して配置されているので、建物本体1の屋根2によってこのバルコニー40, 40の屋根を兼ねることができ、バルコニー専用の屋根を別途形成する必要がない。

突出部5, 7の側壁5d, 7dに、1階においては掃出し窓5e, 7eが設けられ、2階においては掃出し窓5f, 7fが設けられているので、この突出部5, 7と、それに隣り合う突出部4の間に設けられた、テラスやバルコニー40, 40に容易に出入りでき、また、その際に建物本体1の屋根2によって雨を凌ぐことができる。

突出部6の側壁6dに、玄関扉6eが設けられているので、この突出部6と、それに隣り合う突出部5の間に設けられた、駐車場兼用の玄関ポーチ41に容易に出入りでき、また、その際に建物本体1の屋根2によって雨を凌ぐことができる。

## 【 0 0 3 8 】

なお、上記実施の形態では、建物本体1をパネル工法で構築したものとしたが、これに限らず、在来工法、ツーバイフォー工法、ユニット工法等によって構築してもよい。

また、スキップ床30は、建物本体1に1ヶ所設けたが、これに限ることなく、複数箇所設けてもよい。さらに、スキップ床30と収納所36の床37との間に階段や梯子を設け

10

20

30

40

50

てもよい。

【0039】

【発明の効果】

以上説明したように、請求項1に記載の発明によれば、スキップ床の上方空間が小屋裏空間と連通しているため、スキップ床上を部屋として有効利用できる。

【0040】

請求項2に記載の発明によれば、収納所とスキップ床上の部屋が連通しているため、このスキップ床上の部屋から収納所に物品を容易に出し入れできる。

【0041】

請求項3に記載の発明によれば、収納所がスキップ床上の部屋の周囲に配置されているため、広い収納所を容易に設けることができるとともに、この収納所への物品の出し入れも容易である。

10

【0042】

請求項4に記載の発明によれば、スキップ床と収納所の床との高低の差が900mm～1000mmであるため、スキップ床上の部屋に対して、収納所を区画できるとともに、スキップ床の上方空間が高くなって、スキップ床上の部屋の居住性が高まり、さらに、スキップ床から収納所に物品を容易に出し入れできる。

【0043】

請求項5に記載の発明によれば、下方の階の部屋の少なくとも一部の上方空間が、スキップ床の直下まで吹き抜けているため、下方の階の部屋の居住性が高まる。

20

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明に係る建物の一例を示すもので、建物の正面図である。

【図2】同、背面図である。

【図3】同、平面図である。

【図4】同、右側面図である。

【図5】同、左側面図である。

【図6】同、図1におけるA-A断面図である。

【図7】同、図1におけるB-B断面図である。

【図8】同、図1におけるC-C断面図である。

【図9】同、建物の縦断面図である。

30

【符号の説明】

1 建物本体

2 2 a 所定の階(2階)の床

2 3 吹き抜け空間

2 7 階段

3 0 スキップ床

3 1 スキップ床上の部屋

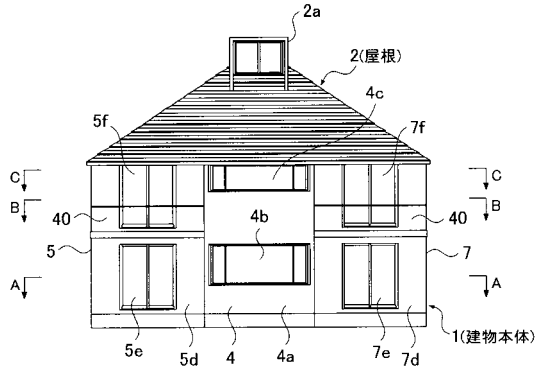
3 5 小屋裏空間

3 6 収納所

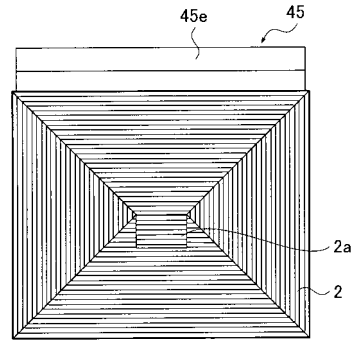
3 7 収納所の床

40

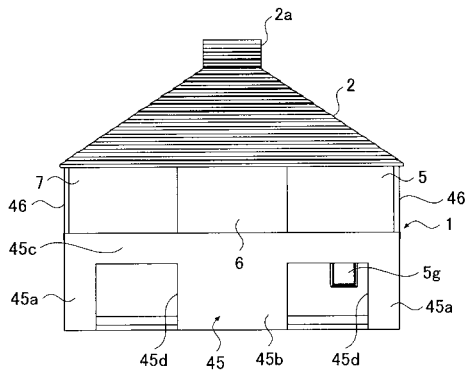
【図1】



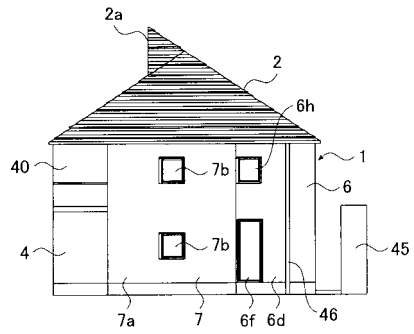
【図3】



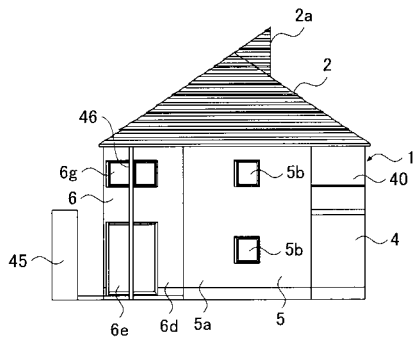
【図2】



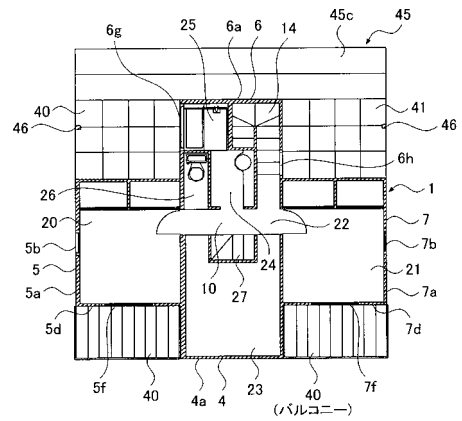
【図4】



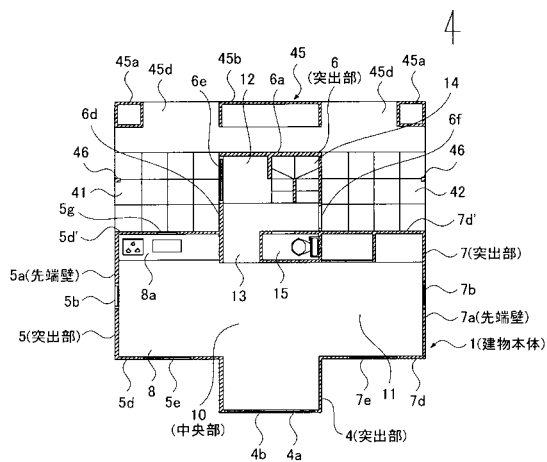
【図5】



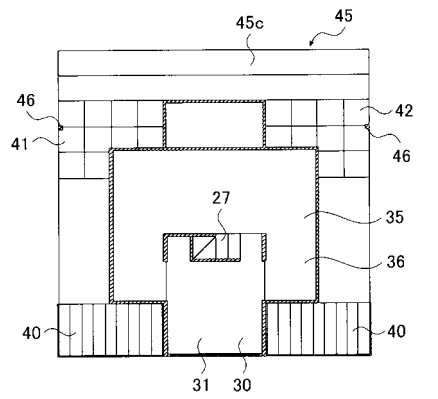
【図7】



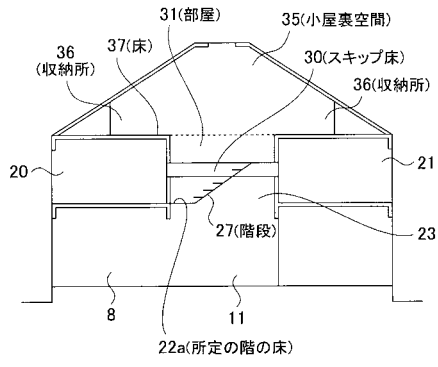
【図6】



【図8】



【図9】



---

フロントページの続き

- (56)参考文献 特開平06-323010(JP,A)  
特開2002-364189(JP,A)  
特開2001-090356(JP,A)  
特開2000-240303(JP,A)  
特開2000-192674(JP,A)  
(社)日本建築家協会 編,「DA 建築図集 住宅2 木造の小住宅」,日本,株式会社彰国社,1981年 8月10日,第1版,p32-37

(58)調査した分野(Int.Cl.,DB名)

E04H 1/02